商業宣伝のしおり

~拡声機を使用される皆様へ~

神戸市環境局

令和2年4月

近年、繁華街での商業宣伝放送や、住宅地での移動販売車等 による拡声機騒音を原因とする苦情が数多く発生し、深刻な問 題になっています。

事業者は地域構成員の一員であり、**住民との関係を保ちながら** 事業活動を行えるよう、地域の良好な生活環境の確保に十分配慮 する必要があります。

このしおりを参考にしていただき、騒音問題発生の未然防止 のために、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

(お問合わせ先)

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階 神戸市 環境局 環境保全部 環境保全指導課 TEL:078-595-6222

FAX:078-595-6256

◆商業宣伝に係る拡声機の使用の規制について

兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」(以下、「条例」という。)では、商業宣伝に伴う拡声機からの騒音を防止するため、拡声機の使用について区域や時間、使用方法等に関する制限が規定されています。

(1)拡声機の使用が禁止されている区域があります (条例第 61 条第 1 項)

以下の区域では、<u>商業宣伝に係る拡声機の使用が禁止されています</u>。但し、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴って使用する場合は、この限りではありません。

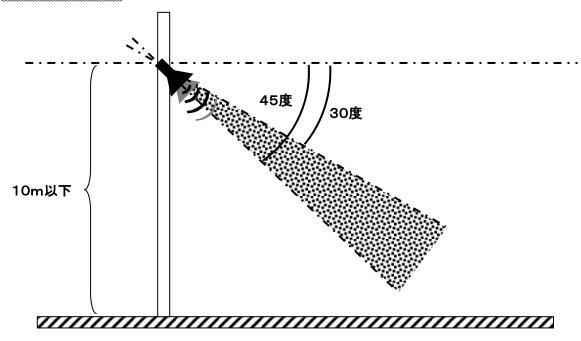
禁止区域

(平成13年2月27日兵庫県告示第275号)

- 第1種及び第2種低層住居専用地域、田園住居地域
- ・その他の用途地域において、以下の施設の敷地の周囲 30 m の区域
 - 学校
 - 保育所
 - ・病院、診療所(患者を入院させる為の施設を有するものに限る)
 - 図書館
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・幼保連携型認定こども園

(2)使用方法や音量を守って下さい(条例第 61 条第 3 項)

- ●禁止区域外において拡声機を使用する場合、以下の使用方法を守る必要があります。
 - ・拡声機は、移動・固定の区別に拘わらず、幅員5m以下の道路においては使用してはいけません。
 - ・移動して拡声機を使用する場合は、1地点に連続して15分以上停止してはいけません。
 - ・屋外で固定して拡声機を使用する場合は、1時間につき連続 15 分以上休止しなければなりません。
 - ・屋外で固定して拡声機を使用する場合は、<u>地上 10 m 以下に設置し、水平方向から下方 30 度から 45 度までの範囲</u>で使用しなければなりません。(※ 下図参照)



●次表のとおり、禁止区域外において拡声機を使用する場合、音量が制限されています。

① 固定して拡声機を使用する場合

※ 地上 1.5 m の騒音最大地点における騒音レベル

	用途地域	時 間 区 分			
区域		昼間	朝夕	夜間	
		(8:00)	(6:00)(18:00)	(22:00)	
		~	\sim \sim	\sim	
		L 18:00	(8:00)(22:00)	6:00	
第2種	第1種及び第2種中高層住居専用地域			50	
	第1種及び第2種住居地域	65	55		
	準住居地域、市街化調整区域				
第3種	近隣商業地域			55	
	商業地域	70	65		
	準工業地域				
第4種	工業地域	<i></i>	77	65	
	工業専用地域(内陸部のみ)	75	75		

② 移動して拡声機を使用する場合

※ 音源から 10 m の距離における騒音レベル

		時 間 区 分			
		昼間	朝夕	夜間	
区域	用途地域	8:00 ~ 18:00	$\begin{pmatrix} 6:00 \\ \sim \\ 8:00 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} 18:00 \\ \sim \\ 22:00 \end{pmatrix}$		
第2種	第1種及び第2種中高層住居専用地域 第1種及び第2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域	60	50	45	
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	
第4種	工業地域 工業専用地域 (内陸部のみ)	70	70	60	

(3)航空機を用いた商業宣伝について(条例第61条第2項)

航空機を利用して商業宣伝を行う場合、午後5時から翌日の午前10時までの間においては、拡声機を使用してはいけません。

(4)以上のことに違反した場合には、罰則が適用されることがあります

●上記(1)、(2) 又は(3) の規定に違反した場合には、**当該行為の停止その他必要な措置** を命ぜられることがあります。(条例第61条第4項)

尚、命令に違反した場合には、**20万円以下の罰金**が科せられることがあります。

(条例第 163 条)

●上記(1) 又は(3) の規定に違反した場合には、**10万円以下の罰金**が科せられることがあります。

(条例第 164 条)

《参考》

※ 用途地域については、神戸市のホームページから検索することができます。

(https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/business/kaihatsu/plan/search.html)

なお、詳細については神戸市都市局都市計画課にお問合せ下さい。

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6階

都市局都市計画課 電話 078-595-6703

FAX 078-595-6802

※ 身近な騒音の大きさを示すと、次の表のようになります。

場所等	安眠できる レベル	図書館、静かな 事務所の中	対面での 会話	徐行している 車のそば	騒々しい 街中	地下鉄の 車内
騒音レベル (dB)	\sim 35	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90